

ごみの野外焼却は原則禁止されています！

「煙で窓が開けられない」「建物や洗濯物が汚れる」など、ごみの野外焼却による煙や臭いに関する苦情が多く寄せられています。

廃棄物処理法では、平成13年4月1日から、廃棄物の焼却を原則禁止とし、これに違反した場合の罰則も規定されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- (1) 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- (2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- (3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの



罰則

5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金に処され、またはこれを併科

○家庭ごみ(可燃ごみ)は、家庭ごみの収集日に出すか、市の焼却施設に持ち込んでください。

○事業ごみ(一般廃棄物の可燃ごみ)は、市の焼却施設に持ち込むか、許可業者に処理を依頼してください。

焼却禁止の例外とされているもの

- とんど焼きなどの風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却や、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却など、焼却禁止の例外とされているものがあります。
- ただし、焼却禁止の例外とされている廃棄物の焼却においても、周辺環境への支障が生じている際などには、行政指導等の対象となる場合があります。

詳しくは裏面をご覧ください。

お問合せ先：広島市環境局業務第一課

● 電話 082-504-2220 ● F A X 082-504-2229 ● Email gyomu1@city.hiroshima.lg.jp

焼却禁止の例外とされているもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- (3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

焼却禁止の例外とされている廃棄物の焼却についても、煙や臭い、ススなどにより、健康被害も含む人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が生じ、又はそのおそれがある場合には、処理基準に適合しない焼却行為として、行政指導や措置命令（廃棄物処理法第19条の4）の対象となる場合があります。

このため . . .

例えば、農業を営むためのやむを得ない廃棄物の焼却を行う場合には、

- 周辺の生活環境への影響が生じないように、風向きや時間帯を考慮する
- 焼却の目的や日時などについて、あらかじめ近隣住民に声かけを行うなど、周辺住民との環境面での調和を図るようお願いします。

関連したよくある質問

Q 家庭菜園で生じた可燃ごみはどのように処理したらよいですか？

A 家庭菜園で生じた可燃ごみは、収集日に小分けにして出すか、市の焼却施設に自ら持ち込んでください（無料）。